

# C P A の 監 査

富 山 忠 三

## は し が き

終戦後、我国の思想並に諸制度に最も著大な影響を与えたものは、米国の思想及び文化制度であると思うが、特に我が会計学界においては、その感を深くするものがあつた。例えば曩に発表された「企業会計原則」や「監査基準」に、或は公認会計士制度に、米国流の考え方や遣方が多分に導入されていることは周く知られた事実である。

従つて斯かる風潮の中にあつて、独り監査のみが、その圏外に立つといふことは殆んど不可能であつたと言えよう。今日我国の監査論において、理論的にも実践的にも主要な課題を提供しているものは、財務諸表監査を中心とする諸問題であると思う。そこで財務諸表監査の最も典型的な形態をそなえ且我国の財務諸表監査に尠からぬ示唆を与えている米国の監査の在り方を検討してみたいと考へて、試みたのが本稿である。勿論この種の研究は既に数多く発表されているであらうことは推察に難くないが、それはそれとして尙且多過ぎることはなからうと、敢えて茲に取り上げた次第である。

言うまでもなく、米国にはC P Aならざる会計士も居り、また財務諸表監査でない監査もなくはないが同国において最も一般的な監査といへば矢張財務諸表監査であり且現代の典型的な監査はC P Aによつて行はれる監査であ

(1) 關係から、CPAの行う財務諸表監査に焦点を向けた訳である。

資料として扱んだ主要なものは、米国会計士協会調査部編纂の AUDITS BY CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS (2) である。本書は一九三六に同協会が発行した EXAMINATION OF FINANCIAL STATEMENTS BY INDEPENDENT PUBLIC ACCOUNTANTS — 現在絶版 — の現代（一九五〇年）版である。

元来本書は同協会の啓蒙運動の一環として発行されたものであつて、そのことは編者の序文に『本書は、授信者 Credit grantor 教師その他 CPA の仕事に關係ある人々の要求に応じて、CPA が財務諸表に意見の表明をなすために、如何なる仕事を実施するかにつき簡明な言葉を以て説明すべく発行されたものである』と述べ、またその緒論に『財務諸表の利用者は CPA の意見を信頼しているに拘らず、会計専門以外の人で、その意見成立に至るまでの経緯を理解している人は極めて少い。そこで本書は会計学の教養に乏しい人々に対して、CPA の行う監査の仕方（3）を認識させることをその主要目的とする』と説明しているのに徴しても察知できると思う。

前掲のように本書発行の主旨は明らかであるが、その利用価値は、単に財務諸表の利用者に限定されるであろうか。そのほかに例えば教書「監査入門書」(3) としての利用価値はないであろうか。

勿論編者としても、本書に過大な利用価値を認容するものでなく『本書は監査実施上の最低限度の手續書 A statement of minimum procedures 或は標準監査計画書 A standard audit program たることを意図するものではなく』(4) と断つてゐる。しかし『書かれてゐる手續は縦令その全部が同一監査に適用されることはないにしても、総べて實際に採用されてゐるものである。従つて監査担当者は實際の監査に當つて、その中から適用可能な手續を見出すであらう』(5) と明言してゐるところをみると、本書の實踐的利用価値については相當な自信があるようにも窺われる。

そのことは本書自体が雄弁に証明するであろうが、他面A I Aの優秀なスタッフ及び機構並に活動を知る者にとつては肯かれることではなからうか。そわ兎に角として、その主要な内容を挙げると、

第一部 財務諸表

第二部 CPAの報告

第三部 監査原理 AUDITING PHILOSOPHY

第四部 監査手続

の四部から構成されている。

筆者は、その内容の全部に亘つて茲に逐一紹介する意図を持たない。殊に手続上の具体的問題は本稿の目的から必ずしも必要でないから省略したい。また本書に論述されている順序に執らわれることもないであろう。本稿はCPAの行う財務諸表監査の在り方——結局それは現代の米国において一般的、典型的監査の在り方であると考えられる——について、その性質と意義を説明するを以て当面の課題としたい。そしてそれをI監査の目的II監査の対象III監査の証明の三方面から検討することによつて、展開していきたいと考えている。

尙本稿において監査という言葉は別段に説明のない限り財務諸表監査を意味すること、またA I Aというのは本書即AUDITS BY CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTSの中で主張しているA I Aの思想を意味すると御了解願いたい。

註(1)『職業的會計士による監査のうち最もよく採用されるのは年度監査即ち貸借対照表監査である』『監査という言葉は、最も一般的用語としては、會計記録や會計報告書の検査を意味する。しかし會計士に用いられる場合は、やや限定された職業的意味に用いられ、通常年度監査即ち貸借対照表監査と稱せられる監査を遂行することを意味する』

E. L. Kohler, AUDITING An Introduction to the Work of the Public Accountant 5th ed., 1950, pp. 2, 7.

『米國において監査は主として獨立の會計士によつて行われる』『一九一七年四月聯邦準備局發行の公報に「現状において會計士の行う監査の九〇パーセントは貸借対照表監査である」と發表してゐるが、今なお貸借対照表監査が通常の監査である』 A. W. Hanson, AUDITING Theory and Its Application 1942, pp. 3, 8.

(2) 米國會計士協會 AMERICAN INSTITUTE OF ACCOUNTANTS とするものは、米國におつて最も有力な會計士の團體であつて、その名譽は世界的である。たゞつては關西大學經濟論集(第一卷 第二號)の拙稿で若干觸れたことがあるが、同協會の目的の中に『會計學の發達、會計學教育の改善を意圖する』とつたつてゐる如く、絶えず會計學の分野において啓蒙運動を續けてゐることは周知知られる通りである。夫の有名な The JOURNAL of ACCOUNTANCY とする月刊雜誌をはじめ諸種の其重なる圖書を刊行してゐるが、その執れも、この運動の一環をなすものであつて、茲にとり上げた AUDITS BY CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS とする小冊子も矢張この啓蒙運動の一環をなすものとみて差支えなからう。

(3) 『監査學の教師、會計事務所と所員の養成を担当してゐる人々は、本書を「監査手續事例研究叢書」The series of Case Studies in Auditing Procedure — 米國會計士協會の監査手續研究委員が責任編纂する——の入門書として利用することになりかね』 A. I. A., AUDITS BY CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS, INTRODUCTION. 我國の經濟安定本部企業會計基準審議會(前企業會計制度対策調査會)あたりも之を利用してゐるやうで、とき頃發表された「監査基準」にも隨所にその片鱗が窺われるのである。

(4) (5) A. I. A., *ibid.*, INTRODUCTION.

『監査に要求せられるものは、財務諸表の適正如何に関するCPAの良識ある「意見の表明」であつて、之を可能ならしめるものは財務諸表及び会計記録の検査と会計処理法の審査である』<sup>(1)</sup>

元来監査の対象となる財務諸表は、原則的には被監査会社が調製すべきものであつて、その源泉たる会計記録の作成や会計処理の方法が適正であるか否かは、当該会計の担当者及び経営者の能力と誠実に依存し、且一般に認められた会計原則に遵つているか否かによつて判定されるのである。

またCPAの意見の表明（証明）ということとは、被監査会社の財務諸表が一般に認められた会計原則に遵つて調製され、企業の財政状態並に経営成績を適正に表示するか否かにつき、独立不羈の立場から意見を表明すること、を意味するのである。なお証明に関しては後段に詳述するであらう。

勿論斯かる意見を形成せんがためには、監査人は、それに相当する一納得できる程度の一検査を会計記録及び信憑書類について行い、之と並んで会計方法の実情を審査する必要がある。叙上の如き意味の意見を表明することを目的として行ふ監査が、茲に所謂CPAの行ふ監査に外ならない。

CPAの行ふ監査の性格は、斯くの如きものであるに拘らず、世上広々にして財務諸表監査につき誤解を生じ易い。それは財務諸表そのものについての誤解に起因する場合が多い。誤解のうちで最も一般的なのは、財務諸表を以て会計現象を如実に正確に計数にて客体化したものであると見做す見解である。斯かる誤解から、財務諸表監査は、その数値の正確性及び絶対性を検証するものであるという誤解が招来されるのである。

しかし『監査の目標とするのは、そのような顕微鏡的検査 microscopic scrutiny ではない。またそのような徹底的調査 an exhaustive investigation は行うとしても実行不可能であ』<sup>(2)</sup>。そこで曩にも述べた如く、監査の真の目標は財務諸表の総合的な適正を証明することであつて、その目標達成の手段として、それ相應に諸表及び会計記録の検査をすること、会計方法の調査とが要請される訳である。

現代の監査目的において、数学的誤謬を発見したり、詐欺横領を摘発したりすることは、往時の如く重大視されない。換言すれば、それらの不正を摘発すれば監査の目的が達成せられるというものではないのである。寧ろ斯かる不正事件の発生を看過する如き内部統制組織の脆弱性及びその実施上の拙劣を指摘し警告するところにこそ、監査の真面目はあるのである。と申しても A I A で主張する C P A の監査は、経営能率の診断を目標とする―後述する―種類の監査でもない。

監査に対する、斯くの如き目的観的概念規定は、表現の精粗は別として、現代における財務諸表監査に対する一般の見解を代表するものであつて、斯学の碩学モンゴメリーの規定する監査についての概念規定、或は我国の「監査基準」に示された監査の目的観その他に数多く散見される見解である。

モンゴメリーは財務諸表監査の性格を『企業の特定期間の財政状態と特定期間の経営成績とが、一般に承認された会計原則に遵つて適正に表示されているか否かについて、會計士が職業的専門家としての意見を表明することができるように、財務諸表を検査することである』と規定している。(MONTGOMERY'S AUDITING, 7th ed., 1949, p. 9)

また我國の「監査基準」は財務諸表監査の目的を『財務諸表が「企業會計原則」に準據して作成され、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示するか否かにつき、監査人が、職業的専門家としての意見を表明して、財務諸表に對する社會一般の信頼性

を高めることである』(經濟安定本部 中間報告「監査基準監査實施準則」一、監査の意義)と説明している。

凡そ会計監査を含めて会計學總体が歴史的社會關係から形成された歴史的社會的所産である限り、監査の性格が特定の社會秩序に迎合すべく形成されるのは自然であつて、後に述べる如く監査の目的觀も歴史的變遷を關して今日に至つたことは言うまでもない。

また外觀は一致した見解の如き目的觀も、その謂うところの財務諸表の意義、内容、及び適不適の意味、良識ある意見の成立、換言すれば監査の對象・基準・方法などに關しては、必ずしも一義的な規定が終始した訳ではない。従つてそこから諸種の問題の派生する可能性も生ずるのである。それらについては順次述べることとして、一体CPAの行う監査は、凡そ監査と名の付く總べての監査のうちで如何なる地位を占めるものか、米國以外の國の監査は如何、過去はどうであつたか、將來の動向はなど、監査一般の性格から検討批判する必要はないであらうか。單に米國のCPAによる監査のみを個別的に取上げただけでは、その全貌を明確にし得ないのではあるまいか。このようにも考えられるのである。しかしそこまで触れることは、紙幅の制限もあり且本稿の意図するところに必ずしも不可欠とは考えられないので、茲には監査の性格を明確にする上に有用な限度で瞥見するに止めたいと思うのである。

端的に申せば、CPAの行う監査は所謂『貸借対照表監査』Balance Sheet Auditである。尤も貸借対照表監査といつても、貸借対照表だけを對象としたのは極く初期だけに見られる現象であつて、今日では損益計算書及び剰余金計算書も監査の對象となし、殊に損益計算書をより重要視する傾向のあることは周知されるところである。

貸借対照監査に對するものとして精密監査 Detail Audit が擧げられる。この分類は、監査の範圍を基準としたものであるが、

時期的に區別して、繼續監査 Continuous Audit と期末監査 Periodic Audit があり、監査する者の人的構造から内部監査 Internal Audit と外部監査 External Audit 又は職業的監査 Professional Audit がある。又會計全般に亘らず特殊項目だけを監査するものに現金監査・棚卸品監査等がある。これらの監査は總べて會計監査に類屬されるが、之と併立して能率監査・組織監査があり、前者は更に經營能率・原價能率・財務能率の各監査に細別されるのである。

しかし孰れの監査にしても、監査の種別は絶対的なものではなく、依拠する分類基準の異質によつては、別種分類の可能性を否定することはできない。いな種別すること自体を否定する論者さえあるのである。<sup>(4)</sup>ただ茲では通説的に CPA の行ふ監査を貸借対照表監査に所屬せしめたに過ぎない。

曩にも述べた如く、監査の性格は、社会的經濟的事情に制約されて種々な相貌を呈するが、それら諸相の中に看取される普遍的性質を求めれば verification (to confirm the truth or the truthfulness of……) —— 眞実又は眞実性を確認すること——というものを見出すであろう。実にこの verification こそは時と場所との如何を問はず繪べての監査に見出される公約数であつて、このことは後述する如く、監査發生の理由が會計上の不正誤謬の発見防止にあつたこと、また不正誤謬の絶無などところには、會計監査が要求されない事實に想到すれば自ら明らかになるであろう。勿論不正誤謬の摘發それ自体は監査の目的ではなく、それによつて會計の適正を証明するという目的に対する消極的手段ではあるが。

監査に檢察的、監督的性質が附隨していたことは、古くはエジプト、バビロニア、ギリシヤ時代の官房會計における監査に見出され、また中世紀におけるミランやフロレンスの都市財政の監査、銀行の會計監査などが檢察的検査や監視的検査を意味したことなどによつて証される。近世になつては英國における泡沫會社——その著大なのが有名な South Sea Bubble ——や破産會社の續出に伴い投資家保護の目的から監査が要請されたが、その監査の目標が、詐欺横領等の不正を監視するにあつたことは



史實の示すところである。また監査の報酬が発見した不正事項の量によつて定められたという事實は這般の消息を伝えるものであろう。

英國の典型的監査が、精密監査であることには、この發生史的理由は投影されていると見るのはひがめか。ドイツの會計監査は法的な強制監査にその特徴がある。之は公益優先の思想と指導者原理に基く監査であつて、公益の点からは國民經濟組織の編成に必要な計査資料を適正確實にするため、指導者原理の立場からは、企業の財政的基礎を確立させるため弱体經營は補導し、或は淘汰するための監査であつた。米國においては、前世記末から監査の形態はあつたが、一般の認識を深めたのは、一九三三年の有價証券法 Securities Act of 1933 一九三四年の証券取引所法 Securities Exchange Act of 1934 によつて、株式市場會社にCPAによる強制監査を施行して以來のことである。——言うまでもなく証券の民衆化によつて、投資家が經理知識の乏しい一般大衆に及ぶようになれば、それら投資家を保護するため、會社の財政及び収益力の判定を獨立不羈の會計専門家に依頼する必要がある。従つて米國における監査は個人的要請よりも寧ろ社會的要請——証券資本制經濟組織を前提とする——に基き出現したものと見るのが至当であらう。

前掲諸例に見られる如く監査の性格は歴史的經濟的要請によつて種々に規定されたが、執れにしても *verification* (檢証) ということが常に監査のバックボーンとなつていたことは否定できな<sup>い</sup>事實である。

ただ「檢証」の持つ意味と重要度は必ずしも固定したものでなく歴史的にも場所的にも変遷するのは看逃し得ないことであつて現代の少とも米國における職業としての監査には往時の如き不正誤謬発見を目的とする檢証は、その意義と重要度を減退したと見て差支えないであらう。その理由は各企業が、その會計制度、會計方法の高度化を計り、内部統制組織を充実して来れば、不正誤謬發生の余地が減少するので、単に不正行為を検出するだけの目的に終始する監査に、需要の消失することは必然である。そこで『監査の機能は、内部統制の強化、會計並に財務報告の基準の高度化、財政その他経営問題に対する管理的助力をなすことに漸次重点を轉換して来る』<sup>(5)</sup>のである。

斯くの如き動向について、コーラー氏は『在來の會計並に監査に關する概念を超えるものであるが、そのように展開するのは自然である』と述べ、また『將來會計上の主たる責任は verification よりも interpretation となるのが至當である』とも主張してゐる。E. L. Kohler, *ibid.*, Preface. そうなれば企業内のコントローラーやトップマネイジメントとの關係及び調整問題など經營管理的諸問題が派生するであらうが、それらの問題は本稿の範圍外の問題として觸れないこととする。

しかし斯かる場合でも、仔細に觀察すると實質的には、監査手續の範圍や重点に変化があるだけであつて、監査方法における根本的性質——會計記録及び財務諸表の検査並に會計方法の審査——については変化を招來することにはならないから、監査における検証的性質が消失するとは速斷することはできな<sup>(6)</sup>。

以上監査の目的から史的に場所的に監査の性格を概観し、CPAの行う監査の在り方を吟味したのであるが、之を要するにAIAの指示する監査は昔日の如く不正誤謬の摘發を意図するものでなく、また将来予想される如き所謂經營監査に相當するものでもなく、当初に所掲した目的に制約される監査であるといふことに帰着するであらう。

註(1) (2) A. I. A., AUDITS BY CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS, Section III: AUDITING PHILOSOPHY.

(3) 『貸借対照表監査』の言葉は、始源的には、貸借対照表だけの監査に用いられたのである。ところが株主に對する年次報告に、貸借対照表及び監査証明書と共に損益計算書を提出するようになってから、貸借対照表監査という名稱はそのままにして損益計算書も含めるようになったのである』E. L. Kohler, *ibid.*, pp. 7-8

貸借対照表監査という名辭は、米國におつても不適當なことが指摘され、『これでは損益計算書を除外する如き誤解を招くから避くべきである。しかし今日までのところ、之より以上に適當な言葉が出現しな<sup>(7)</sup>』Montgomery's AUDITING, 7th ed., p. 10

『べき総合的監査 general audit』と稱すべきは』A. W. Hanson, *ibid.*, p. 8 或は『簡略しつゝ單に「監査」audit』と云ふ

名稱が好まれる時代が来るだろう』E. L. Kohler, *ibid.*, p. 8 など種々取沙汰されている。

(4) 『數年前は、職業的會計士の仕事を分類することに甚大の注意が拂われた。監査の種類を綿密に定義し、その目的・範圍・成果を種別せんと努力したものである。しかし今日では幸にして斯くの如き分類は忘却された。若しそれが今尙用いられてゐるとすれば、斯かる監査的迷語 a technical audit maze に惑わされぬよう一般人を導く必要が生じたであらう。』

E. L. Kohler, *ibid.*, p. 7

(5) E. L. Kohler, *ibid.*, Preface.

(6) 『會計士の監査手續は、過去二十年間、實質的に變つていないが、その實施については重点の置きどころが、時々變つて來た』E. L. Kohler, *ibid.*, Preface.

二

CPAの行ふ監査の対象は財務諸表 Financial Statements である。『財務諸表は通常、貸借対照表・損益計算書・剰余金計算書(利益剰餘金) a statement of retained income (earned surplus) 及び脚註より成り、それ以外に必要によつて、諸表中の諸種の項目に関する詳細なる附屬書類を附けることがある』<sup>(1)</sup>

『貸借対照表は、特定時点における資産・負債・資本の總括的表示であり、損益計算書は貸借対照表の日附を締切日とする會計年度の経営成績を概括的に示し、剰余金計算書は企業の不配分利益金 undistributed earnings における当該期間の増減を表示する』<sup>(2)</sup>

財務諸表の形式的性質に関する右の定義は極く一般的な種類のもので特に説明を要しないが、その形成的特質については注目を要するものがあろう。

『財務諸表は事実に基づいて調製されるものであるが、決して事実のみで作成されるものでなく、判断が大きな要素をなしている』<sup>(3)</sup>

判断的要素が重大なことは、財務諸表に限られるものでなく、財務諸表の源泉である会計そのものが、元來、會計事実・主観的判断・慣習的方法の三者から混成されたものであつて、財務諸表に判断作用の介在していることは、今日既に會計常識となつているのである。しかしそのことは一般人にとつて必ずしも充分に理解されていない。『財務諸表に包含されているインホームイションほど読者に不完全に理解されるものは尠い。多くの者が、財務諸表は會計事実を計数的に如実に表示したものと考へて居る。しかしその反対に財務諸表を全然信頼に俚しないものも考へて居る者も居る』<sup>(4)</sup>のであつて、その双方共認識不足の謬を免れない。

財務諸表に判断的要素が介入する理由としては『財務諸表に表示される勘定の大部分は、正確に測定できぬものであつて、その価額は本来概算的なもの、当該諸表に責任を持つ者の為し得る最上の評価額に外ならない』<sup>(5)</sup>、そこに判断作用の介入する間隙が必然的に生ずるのである。

斯かる見解は多くの文献に散見されるのであるが、一例をハイトン・リットルトン共著の「企業會計基準序説」にとると『會計的事象は、必ずしも絶對的に客観性 conclusively objective を持つものでなく、また完全に検証されるものでもなからず』  
『會計的事象は完全な絶對的な客観性を以て測定することが不可能であるから完全な科學となることはできない』 Paton & Littleton, AN INTRODUCTION TO CORPORATE ACCOUNTING STANDARD, p. 19. とある。客観性の測定可能を以て科學成立の條件とすべきか否かについては異論があろうとも、會計的事象を測定する絶對的客観的尺度のないことは否定できない事實である。また我が「監査基準」に『今日の企業の財務諸表は、單に取引の帳簿記録を基礎とするばかりでなく、實務上慣習として發達した會計手續を選択適用し、經營者の個人的判断に基づいてこれを作成するものであつて、いわば記録と慣習と

判断の総合的表現にほかならない。財務諸表が單なる事實の客観的表示ではなく、むしろ多分に主観的判断と慣習的方法の所産であることは、近代的企業會計の著しい特徴である」(經濟安定本部 中間報告 監査基準 監査實施準則 二監査の必要性)と説明しているのも同様な見解を代表するものである。

しかし『財務諸表が、企業の財政状態及び経営成績を、人為的考案のうちで最も公正に表示するものとして世上の承認と信頼を克ち得ている』<sup>(6)</sup>ことは事實であつて、一般社会で、そのように受取る限り財務諸表は所期の目的を達成したものと云えるであらう。

財務諸表に判断的要素が介入する経緯については前述の如く説明しているが、更にその抽象的説明を、具体的に如何様に諸表に介入するかの検討が次の課題となる。

『先づ貸借対照表においては、貸倒準備金の見積がその好例である。貸倒準備金の見積額は、実情と過去の経験とに基づき判定されるがそこには多分に判断的要素が介入する。また固定資産についても同様であつて、資本的支出か収益的支出かの識別、減価償却における耐用年数及び残存価額の見積りなどには当事者の判断が介入せざるを得ないのである。しかも斯かる判断の当否は直ちに貸借対照表並に損益計算書の価値計算の適否に影響するのである。

次に在庫品の評価であるが、この評価ほど正確の期し難いものは尠く、当該商品の現状・販売可能性・市価等に關する判定は各種各様であつて歸一せず、従つてその評価額に統一性を望み難いのである。

損益計算書は通常発生主義に基いて作成され且費用と収益とを対応させるといふ會計上の根本目的を包蔵している。そこで事實としては一会計期間に発生した収益或は費用も計算上は二期又は数期の會計年度に亘つて配分される。その間の操作は全く判断に依存しなければならない。』<sup>(7)</sup>

合併財務諸表における判断的要素は次のように考察される。

『財務諸表作成に当り、親会社と子会社との財政状態及び経営成績を一本に纏めて表示することの可能性は親会社が子会社に支配権を持つ場合に限る。支配権の有無は、半数以上の議決権を持ち、子会社の経営及び営業方針に指導力を持つか若しくは影響を与える力を持つか否かを以て決定する。之が一般的基準とされている。しかし縦令子会社に対し支配権を持つとしても、之を合併表に包含するのと除外するのと何れが当該会社の財政状態及び経営成績を公正に、真正に *realistically* 表明するものであるかは、全く判断に俛たねばならない。実際において、どの程度に支配権を行使できるかは、地理的条件並に法律的条件、合併会社相互間における経営の質的異同、或は経営成績加算の可能性如何等種々の条件を考慮して、はじめて決定されることであつて、その間の決定は全く当事者の判断に依存する外はない』<sup>(8)</sup>

前掲の諸例は決して網羅的ではないが、それを以てしても、尙且財務諸表が、会計事実よりも寧ろ判断に依存する面の多いことを指示するであらう。他面裏に述べた如き懷疑論者の輩出する所以も、また斯かる現象に基くのであつて、判断作用における恣意性の介入を懸念するところに發するものと思う。

しかし判断とは言ふものの、それは決して空想的なものではなく、良識的判断でなければならぬ。即ち財務諸表は事実を基本とし、それに拠るべき規範に遵つた判断を加えて作成されるものであつて、決して架空の空想的作品ではないのである。その判断の拠るべき規範が所謂会計原則である。この嚮導的原則というものは、長年月に亘る実践的経験と研究によつて發達して来たものであつて、その中には会計実践において慣習的に採用して来た会計処理の方法も昇華してゐるのである。従つて会計原則に遵う限り、必ずしも個人的恣意性に妄斷されるとは斷定で

きないのである。

斯くして『財務諸表が会計原則に準拠して作成され、CPAによつて監査される場合、縦令概算的計算や評価を必要としても尙且その諸表は会計事象を適正に表示するもの』<sup>(9)</sup>として一少とも人間の為し得る最高の表示として認め得るのであり、現実社会において認められているのである。

財務諸表に関して、最後にその責任問題に言及しよう。

『財務諸表は、元來、会社の諸表であり、会社の代弁者達 *representations* である。縦令諸表がCPAによつて監査され証明されるにしても、それによつて会社が諸表の公正に対する責任を免れるものではない。第一の責任者は、あくまで会社であつて、CPAは二次的な責任者に過ぎない。従つて会社が虚偽的表示や誤解を招くような表示をなすことに対しては、CPA以上に弁解の余地はないのである』<sup>(10)</sup>

我国の「監査基準」には、このことを『監査人は、財務諸表に対する意見に関して責任を負うのであつて、財務諸表の作成に関して責任を負うものではない』と規定している。(經濟安定本部「監査基準 監査實施準則」第一監査 一般基準の六)

詳(一)―(9) A. I. A. AUDITS BY CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS, Section I:  
FINANCIAL STATEMENTS

三

監査(行爲)は監査報告書において終結を告げる。従つて監査報告書作成は監査手続の最終的手続となる。勿論

監査報告書の作成は監査行為そのものではない。しかし監査の結果は、之を依頼人に報告することによつて、はじめて所期の目的が達成させられ、依頼人は之に拠つて監査の効果を摂取することが可能となる。そこで報告することとは、監査行為自体ではないが、その延長として当然監査手続の中に包含せしむべきである。<sup>(1)</sup>

這般の消息は監査報告書の本質に照応して考察すれば一層よく判明するであらう。即ち監査報告書は『CPAの實施した監査の内容について説明し且監査中発見した事項を指摘して之に意見を表明するものである。』<sup>(2)</sup> CPAの当該監査に關する見解は、この報告書においてのみ明確な形で表明される。従つて財務諸表の利用者は、このことに鑑みて、監査報告書を入念に読み、財務諸表の適正如何に關するその意見を聞き且監査人の責任の性質を知るべきである。

次に監査報告書の性質を検討する一手段として、典型的文例をとり上げ、それによつて考察を試みてみよう。

監査報告書の典型的文例は、米國會計士協會で一九四八年に發表しているが、その短文式報告書の一例を掲げると次の如きものである。

『我々は一九××年十二月三十一日付××會社の貸借対照表、當該期間の損益計算書及び剩餘金計算書を検査しました。我々の検査は、一般に認められた監査基準に準據して行つたものであつて、會計記録の審査並に實情に即して必要と考えられたその他の諸監査手続を含むものであります。』

我々の意見としては、ここに添附してある貸借対照表、損益計算書及び剩餘金計算書は、一九××年十二月三十一日における同社の財政状態及び當該期間の經營成績を、前年同様な一般に認められた會計原則に準據して適性に表示しているものと認めます。<sup>(3)</sup>

右掲の監査報告書について、その内容を分析してみると、第一に監査の範圍を述べ、次に實施した監査手続が監



査基準に適合するものなること、実情に即応して必要と思はれる諸種の検査方法を採用したことなど、要するにCPAの実施した監査手続の範囲の概括的説明と監査方法の適性とを表明している。第二には監査の結果発見した事項を挙げ、之にCPAの意見を附し——その意見というのは、当該諸表の事実的正確性を保証するというよりも、寧ろ一般に認められた会計原則に遵つて適性に作成されているか否かについてのCPAの見解である——且その表示方法は前年と同様な原理に基いていること（繼續性の遵守）を指摘している。斯く観察してくると、監査報告書は端的に「監査の顛末書」と称する所以も首肯されるであらう。他面において監査報告書は「監査人の成績表」とも言はれる。その理由は、それによつて監査人の監査に対する知識、経験、技能、人物等が判明し、有能無能が判定されるからである。

監査報告書は叙上の如き内容を持つものであるが、その性質は基本的には、その依拠する監査の性質及び目的によつて規制せられることを免れない。例えば組織監査或は能率監査における監査報告書と会計監査におけるそれは性質を異にし、また均しく会計監査であつても、監査目的の相違によつて若干の変化を招来する。

監査報告書の性質と当該監査の性質とに密接不離の關係が存在することを比喩的に言えば、両者は親子の關係にある。即ち監査報告書は当該監査の落子である。従つて、その子によつて、その母体たる監査の性質を理解する可能性が考えられる。斯く考えると、CPAの行う監査の性質を検討する方途として、前段（一及び二）の各方途の外に、監査報告書に反映する監査の性質を検討するという方途が加わつてよい理由を看取することが可能であらう。しかし孰れにしても、CPAの行う財務諸表監査の監査報告書は『その根本目的が、財務諸表の適正を証明することであつて、之を目的とする限り、各報告書は共通の性質を具有すべきである』<sup>(1)</sup>ということは申すまでもない。

監査報告書の内容は、前掲の文例に見られる如く、実施した監査に関する説明と、監査の結果報告及び之に関する監査人の「意見の表明」から構成されるが、就中最も重要な要素は「意見の表明」即ち証明<sup>(5)</sup>であつて、諸他の項目は、この証明の次第によつて生彩を加えられもし、減退もさせられるのである。勿論諸他の事項が、監査報告書構成の各要素たることに異論はないが、その重要度においては「意見の表明」に比肩すべくもない。

監査報告書における「証明」の重要性は前述の如くであるが、問題はその意義である。監査における証明は「貨物係が貨物の重量について証明をなす場合の証明に比せらるべきものではない。曩にも述べた如く、財務的事項は厳正な基準で以て測定することのできない場合が多い。CPAは保証人INSURERではない。財務諸表に記載された数字を文字通り正確であると保証することはできない。経営者側の判定したこと、または評価額の正確性を保証することは不可能である。しかし斯かる決定をなす根拠 grounds を分析し、鑑定することに独立不羈の立場にあり且練達している専門家の意見というものは、自ら検査する資格のない人、若しくは資格があつても時間的余猶のない人々にとつては価値があるのである」<sup>(6)</sup>

AI Aの説明によつて明らかなる如く、証明ということは結局CPAの見解の表明であつて、それは財務諸表の適正如何に関するものである。その適正なることを言表する文言が所謂「適正に表示する」presents fairly という言葉である。この言葉がCPAの証明のうちで最も重要な要素となつてゐる。従つて一般の注意が之に向けられる訳である。

適正という言葉の意味するものは、屢々繰返し述べる如く、物量価値を客観的尺度によつて測定する場合の如き厳正な意味に解すべきでなく、多分に監査人の主観的判斷要素を含んだものであつて、絶対性を主張できる種類の

ものではない。と申しても、その判断は決して放縱なものではなく、一般に認められた会計原則や監査基準に準拠した良識ある判断であつて、人間の為し得る最も『真実に近いものである』<sup>(7)</sup>従つて理論的には兎に角『実践的には之を以て正しいものとして受取るべきである』<sup>(8)</sup>また世上実際に受取られているのである。財務諸表の数値の適正を証明し得る立場は、この立場においてであることは今更言うまでもない。

しかし考えさせられることは、凡そ原則或は基準というものは、形式的、抽象的、原理的なものであつて、之を現実の事態に具体的に適用するに当つては、必ずしも一義的に自明的に方式が判然としているものでなく、多分に之が適用者の良識に依存するものである。そこに良識の成立条件が問はるべき理由がある。監査について言えば、監査人たるCPAの良識所持者としての資格問題と監査方法が批判されねばならぬ理由が存在するのである。そのことに関しては後述するとしよう。

今まで「意見の表明」の性質を内包的に考察して来たが、次に外延的に若干考察を進めてみよう。

監査報告書には、無限定証明 *unqualified opinion* 限定的証明 *qualified opinion* の外に全然証明のない *no opinion* 報告書がある。

(1) 無限定証明は財務諸表が財政状態及び経営成績を適正に表示していることを監査人が納得した場合なされる。短形式報告書はこの無限定証明の一形体である。

(2) 限定的証明は監査人の納得のいかない箇所があるとか、財政状態又は経営成績の或部分が適性に表示されていないと感じたが、その事項が財務諸表の証明を全面的に拒否する程重大性を持たない場合に行うものである。詳言すれば、限定的証明の必要は、CPAが無限定証明を為すに足るだけの監査を行い得なかつた場合とか、一般に認め

られている会計原則に違反し、しかも会社がその違反の修正を肯んじない場合に生ずる。その孰れかの事情が存在すれば、CPAはその性質及び重要度を吟味する。そして彼の指示する限定事項を参照して当該財務諸表が読まれ、それによつて財政状態並に経営成績に合理的な評価がなされるならば、監査人は限定的証明を行うのである。<sup>(9)</sup>

(3) CPAが無限定証明も限定的証明も拒否する場合というのは、監査の領域 scope に制限を受けたとか、一般に認められた会計原則に違反しているとかの理由から限定事項が生じ、その限定事項のために財務諸表の全面的証明の意義を失つた場合である。斯かる場合CPAは財務諸表の全面的適正を証明することの不可能を述べ且その理由を説明する。或は適当と考えたら、財務諸表中納得した部分だけを証明することもある。後者の場合でも財務諸表の全面的適正を証明し得ない旨を初めに明確に示すべきである。<sup>(10)</sup>

凡そ『CPAは依頼者に対し、納得のできるような監査を強要することはできない。そこで若し依頼者が、財務諸表の全面的適正を証明するに足るだけの監査を許さない場合は、CPAはその報告書の中に限定事項を明記し責任の限界を明示しなければならない。』<sup>(11)</sup>

曩にも述べた如く、監査の目的は財務諸表の総合的適性を証明することであつて、この証明を可能にするために会計記録の検査並に会計方法の審査を行うのである。そこで問題は監査方法の適性如何延いては監査人の資格が問はれてくるのである。

監査方法に關しては、第四部監査手続においてAIAの詳細な説明があるが、茲では之を省略し、その原則的なものの若干を提示するに止めたい。いまその概要を示せば次の如くなる。

(1) 財務諸表の数字を、その源泉たる会計記録に照合して検査を行う。

(2) 会社の常規的会計手続を調査して反則的なものの有無を検査する。

(3) 実地検分、通信による確証その他適当な手段に抜監査的方法を用い、それによつて資産の实在性を確める。

(4) 貸借対照表に所掲された負債の現実性並に金額の確實性を確認するため諸種の検査を行う。

(5) 収益及び損費は分析、試査 Test 比率的觀察などを採用して確かめる。

(6) 諸表の資料となる諸勘定の眞実性 authenticity 及び正確性を確かめるために有効適切な方法を考案する。

勿論監査方法の原則は、之に尽きるものではなからうが、それにしても愈々之を實際に適用するに當つては決して單純一律のものではあり得ない。依頼会社の業種、業態、会計制度、会計内容など質的に量的に各段の差異がある。若しそれらの実情を無視して、実情に即応しない監査方法を採用すれば結局無益の業に終るほかあるまい。そこにCPAたる者の情勢判断に優れた識見が要請される理由がある。

之を例示すれば、抜監査の程度、勘定の重要度（消耗品と卸棚資産との比重の如き）不正誤謬發生の危険度などの判定は全くCPAの良識に依存するのである。

勿論独斷偏見に陥らぬために監査基準を参照するであろうが、その基準は一般的原則的なもので之が具体的、實際的適用は結局CPAの個人的能力に左右されるのである。そこでCPAの知識・經驗・技能如何が、本人の監査実施を許容する前に吟味されねばならない。この審査の制度として制定されたものが所謂CPAの資格試験である。之をパスすることによつて一応その教育・訓練・人物の資格が認定されることになるのである。勿論それは一応であつて、会计学及び監査学は時代と共に進展して止むことはないから『その進展から取り残されないように努力すべきこと』<sup>(13)</sup>は申すまでもない。

CPAの資格として技能的資格以外に重要視されるべきものに身分的資格 Personal qualification がある。この資

98

格は、端的に言えば「独立不羈」の立場を保持することを意味し、それに経済的独立と精神的独立とがあると解せられる。経済的独立については茲では不問に附し、精神的独立について触れてみよう。

米国会計士協会では、この精神的独立を高度に保持すべきことを主張し、その一助として職業的倫理を制定して  
580。

例えば「虚偽的欺瞞的報告に罰則を設け、不確定料金、利子、手数料、仲介料等にして誤解を招く惧あるものの禁止、会計士業と相容れぬ職業の禁止、料金引下の禁止等はCPAの良識を疑われぬために設定したものである」と言ひ<sup>(17)</sup>。

590。  
我國の公認会計士法第二十四条の如きは正にこの身分上の資格に基づく業務上の制限規定と見做し得るものである。

註(17) R. H. Montgomery, AUDITING THEORY AND PRACTICE, p. 3; SHERWOOD A. HONBERGER, FUNDAMENTALS OF AUDITING, p. 17.

(2)-(4) A. I. A., AUDITS BY CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS, Section II: THE CPA'S REPORT.

(5) 『証明とつら言葉は、元來「意見の表明」であつたのである。 We certify that とつら文句で始めることが長づ間の慣習となり、遂に意見の表明即証明となつたのである。』A. I. A., *ibid.* THE CPA'S REPORT. 証明のなる監査報告書の存在は、一見すれば監査報告書における構成要素としての証明の必要性を疑わしめるが、この場合は、証明がなつたはななく、無証明という証明の存在を暗示するものとして、矢張証明の存在を主張することができる。従つて表現方式の如何に係らず、無限定証明、限定的証明、無証明的証明の孰れの報告書にも証明が重要な要素となる。

(6)-(8) A. I. A., *ibid.*, THE CPA'S REPORT

- (9) 『監査人の指示する限定事項を斟酌して財務諸表が讀まれ、財政状態並に經營成績に對して合理的な評價がなされるならば、監査人は限定的証明をなす』としよう意に解する。 If the statements read in the light of his qualifications permit a reasonable appraisal of the financial position and results of operations, he express a qualified opinion. (A. I. A., *ibid.*, THE CPAS REPORT)
- (10) 財務諸表の記載事項全般に亘つて証明できぬ旨を表示した文例を左に示そう。
- 『我々の契約條項には、寶掛金について、直接得意先に問合せて檢証することを含まなかつた。また在庫品の實地棚卸や評價の検査も含まなかつた。しかも他の手段を講じて、それらの資産を確認するに至らなかつた。これらの資産が適正に表示されていなることを示すような事項は、監査中氣付かなかつたが、これらの資産の重要性に鑑みて、添附された財務諸表の記載事項全般に亘つて証明をなすことにはひきまをせん』 A. I. A., *ibid.*, THE CPAS REPORT.
- (11) A. I. A., *ibid.*, THE CPAS REPORT.
- (12) 我國の公認會計士法第四條は、會計士又は會計士補となることの不可能な人物を列擧している。
- (13) (14) A. I. A., Section III: AUDITING PHILOSOPHY.